

I 本研究の目的

1. 問題意識

近年、国際的にも女性と子どものトラフィッキング問題がいろいろと論議されている。^{1) 2) 3) 6)} 我が国においても、この問題は重要な課題であることはいうまでもない。実際に我が国においても、多くの外国人女性が、セックス・ワーカーとして、かなり過酷な取り扱いを受けて働かされていることは周知の事実である。

この問題は、以下の2つの重要な課題が含まれていて、それぞれについて早急な対策を考えなければならない。その一つは、彼ら、彼女らの人権の問題である。彼らは、あたかも「性奴隷」のような取り扱いを受け、著しく人権を侵されている。他の一つは、彼ら、彼女らを利用して、莫大な収入を得ている非合法的な組織、つまりヤクザとかエージェントがあるということである。この収入が彼らの活動資金になっている事はいうまでもない。いずれの問題も、後藤啓二氏³⁾ がいうように、適切に対処しなければ、日本は国際的な信用を失うことになる。

今回のわれわれの量的調査の結果から考えると、さし当たって我が国で問題となるのは、子どものトラフィッキングよりも、女性のトラフィッキングのようである。われわれは分析の焦点を「成人の女性」に絞ることにした。

しかし、我が国では、売春事犯に関係した外国人女性の実態については、意外に不明なところが多い。この点を追求し、出来るだけその実態を明かにし、そして対策と結びつく何らかの示唆を得たい、というのが本研究の動機である。

2. 研究の目的

本研究の主たる目的は、売春事犯に関係した外国人女性の実態を明かにすることである。このため、われわれは具体的に以下の4つの目的を設定した。

- 1) 売春事犯に関係した外国人女性について、その国籍や身上、日本への入国の経緯、入国後の生活実態などを明らかにする。
- 2) 我が国において、彼女らと密接に関係していると考えられる、施設や機関に対して聞き取り調査をし、より正確に彼女らの体験を把握する。
- 3) より正確に「実態」を把握するために、タイ国において、セックス・ワーカーとして来日した女性の社会・経済的、さらには文化的背景を探る。
- 4) タイ国のセックス・ワーカーに対する対策や処遇などの現状を知る。

3. 調査の方法

- 1) 売春事犯に関係した外国人女性については、質問紙による量的調査を行った。
- 2) 国内の関係施設と機関に対しては面接調査を行った。
- 3) タイ国における調査はすべて面接調査によって実施された。

4. 調査の期間

本研究は、平成11年9月から平成12年3月の間にすべての調査が終了している。

5. 研究チームのメンバー

本研究は、外国人売春問題研究委員会が行なったものである。委員会のメンバーは下記の通りである。

委員長	中里至正	東洋大学教授
委員	松本恒之	東洋大学教授
委員	松井洋	川村学園女子大学教授
委員	佐藤正夫	警察庁生活安全局生活環境課課長
委員	武田千代壽	警視庁生活安全部保安課長